

丸森町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

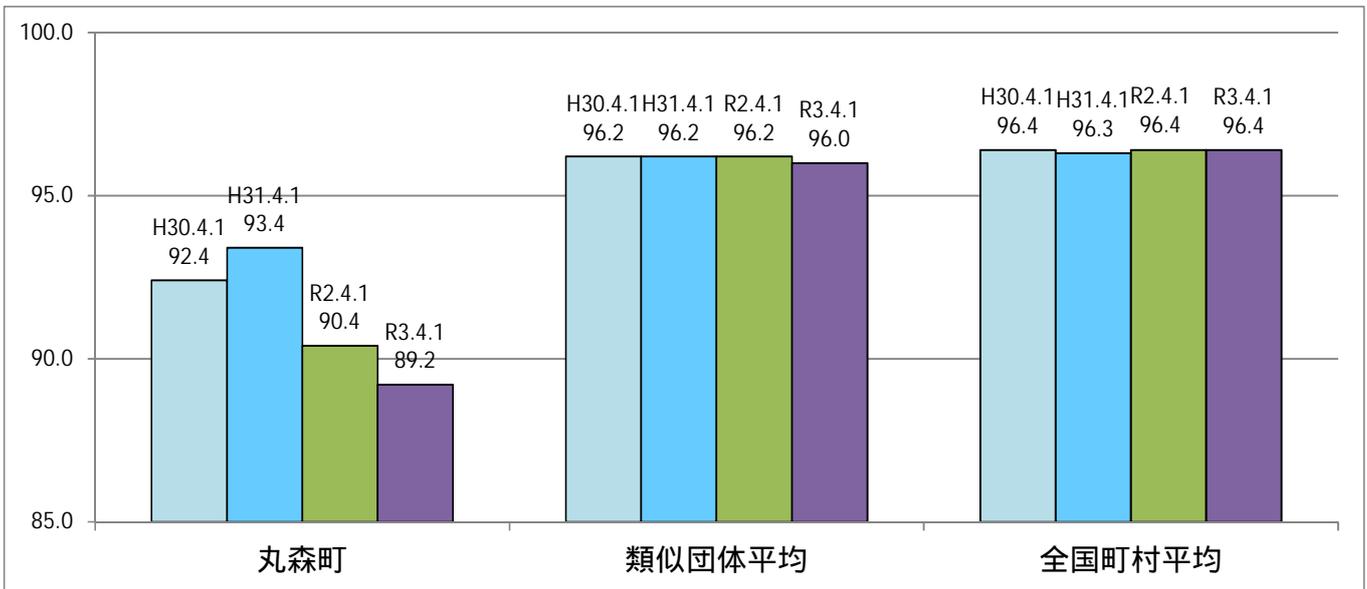
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 12,904	千円 18,758,093	千円 176,975	千円 1,428,174	% 7.6	% 11.8

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	千円	千円
令和2年度	人 173	千円 533,016	千円 113,114	千円 203,127	千円 849,257	千円 4,909	千円 5,406

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

令和3年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事院会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	給与差	勧告率)		
令和2年度	人事委員会未設置				千円	千円
						%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	給与差	勧告率)		
令和2年度	人事委員会未設置				千円	千円
						%

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.65%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)支給地域でないため、丸森町においては支給割合0%。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
丸森町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丸森町	43.0 歳	282,576 円	344,921 円	300,218 円
宮城県	42.1 歳	318,668 円	431,517 円	354,807 円
国	43.0 歳	325,827 円	---	407,153 円
類似団体	41.6 歳	302,803 円	352,918 円	325,787 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
丸森町	57.5 歳	6 人	235,950 円	252,269 円	235,950 円				
うち用務員	60.0 歳	1 人	193,600 円	193,600 円	193,600 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	0.82
うち自動車運転手	60.3 歳	3 人	229,233 円	258,171 円	229,233 円	自家用乗用 自動車運転者	56.8 歳	212,200 円	1.08
うち調理員	52.0 歳	2 人	267,200 円	272,750 円	267,200 円	調理師	45.2 歳	240,500 円	1.11
宮城県	53.1 歳	148 人	309,944 円	351,623 円	330,688 円				
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	円	328,603 円				
類似団体	51.4 歳	5 人	289,923 円	306,328 円	298,440 円				

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
丸森町			
うち用務員	3,566,785 円	3,186,100 円	1.12
うち自動車運転手	3,860,007 円	2,695,700 円	1.43
うち調理員	4,441,399 円	3,188,100 円	1.39

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年度の3ヶ年平均)。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	丸 森 町	宮 城 県	国	
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	189,600 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	155,700 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	153,300 円	
	中 学 卒	132,300 円	136,500 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

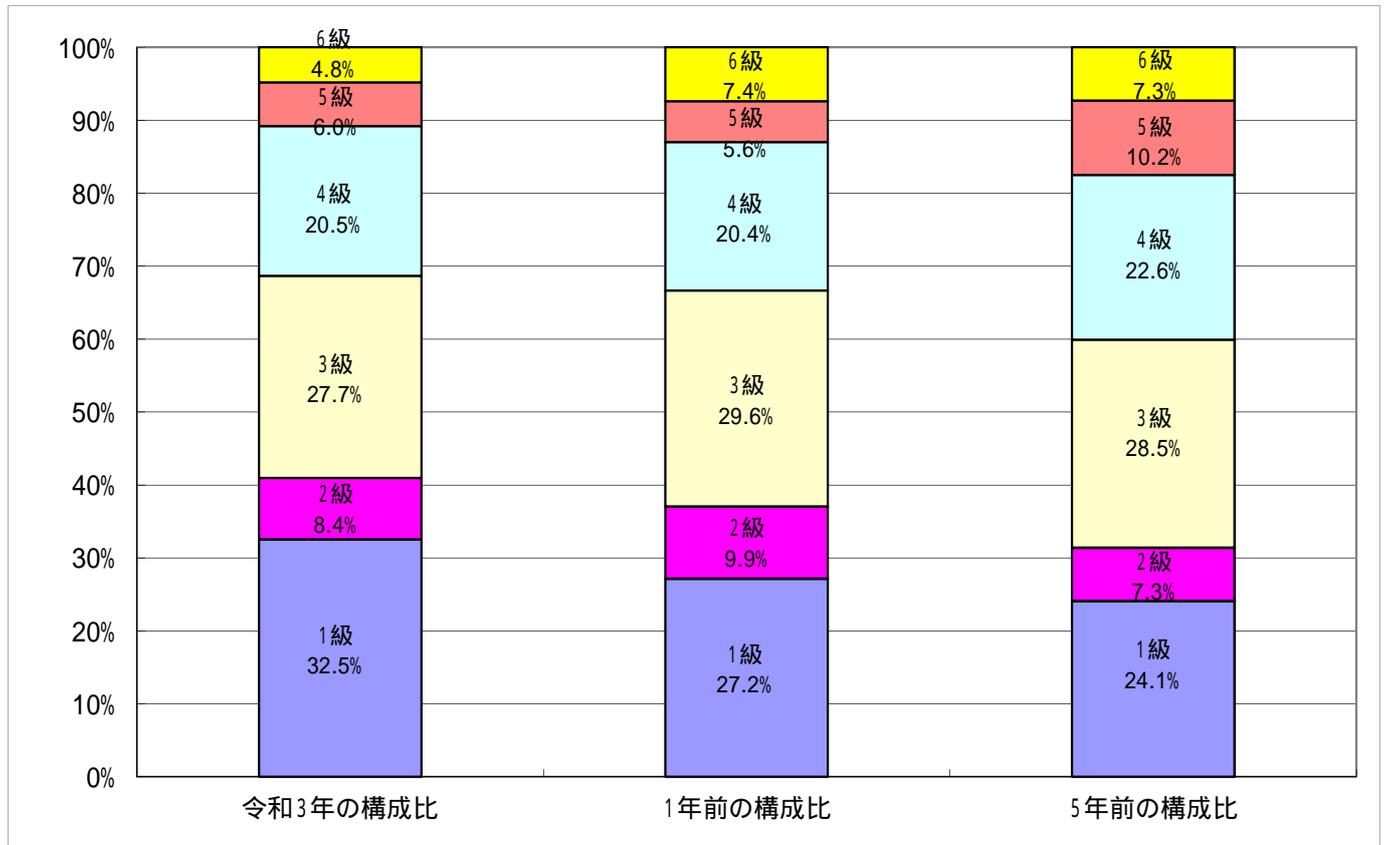
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	247,946 円	314,120 円	324,571 円	349,433 円
	高 校 卒	239,033 円	299,700 円	345,822 円	370,650 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	193,600 円	278,300 円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

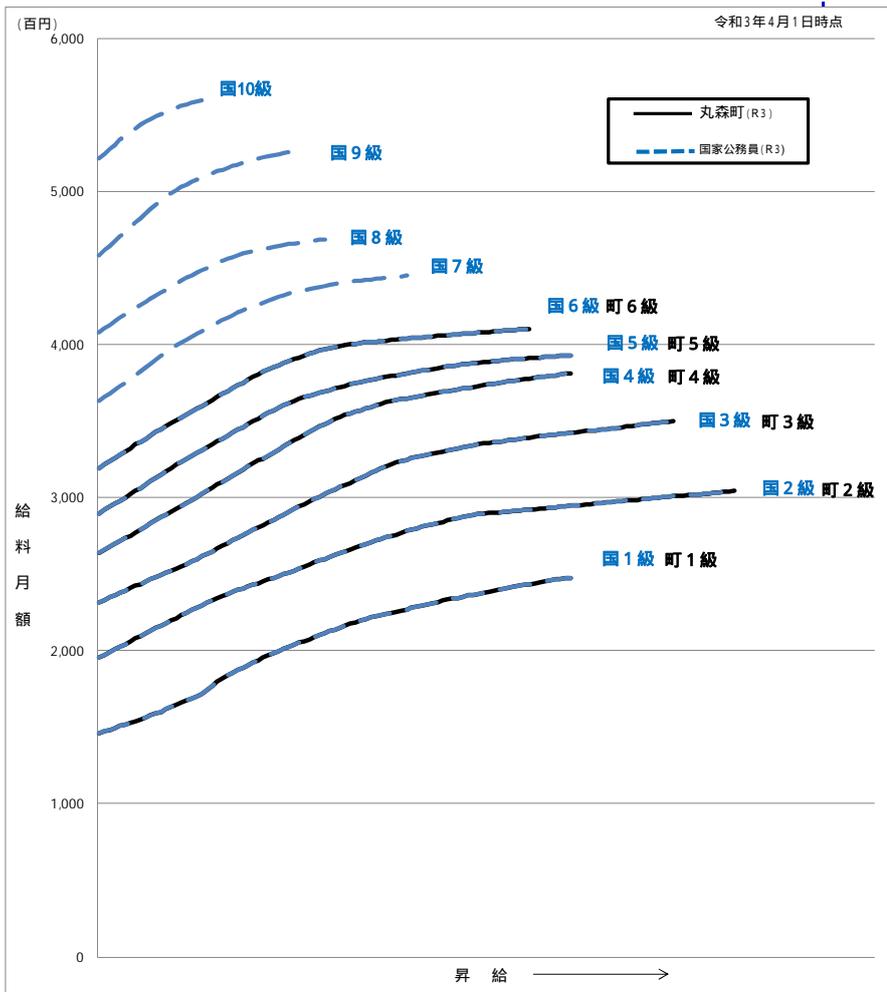
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	8人	4.8%	319,200円	410,200円
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	10人	6.0%	289,700円	393,000円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	34人	20.5%	264,200円	381,000円
3級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	46人	27.7%	231,500円	350,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記、保健師、保育士又は児童厚生員の職務	14人	8.4%	195,500円	304,200円
1級	定型的な業務を行う主事、技師、書記、保健師、保育士又は児童厚生員の職務	54人	32.5%	146,100円	247,600円

- (注) 1 丸森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(丸森町)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 森 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,753 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(丸森町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

丸 森 町	国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分	
最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分	最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%	
(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 1,016 千円 20,249 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和2年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18.0 %	0 人	18.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	6.0 %
宮城県仙台市、富谷市	6.0 %	0 人	3.0 %
宮城県名取市、利府町	3.0 %	0 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)					0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)					0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)					0.00	%
手当の種類 (手当数)					6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価		
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症発生又は発生の恐れがある場合	0 千円	作業1日につき300円		
手術作業に従事する職員の特殊勤務手当	医師	手術作業	千円	点数×10%		
歯科技工に従事する職員の特殊勤務手当	歯科医師	歯科技工	千円	点数×10%		
レントゲン透視診断及び内視鏡診断に従事する職員の特殊勤務手当	医師	レントゲン透視診断及び内視鏡診断	千円	点数×10%		
研究業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師	医師の研究業務	千円	月額 院長 300,000円 副院長 275,000円 医長 250,000円 医員 200,000円		
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜看護業務	千円	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜勤務が4時間以上 3,550円 深夜勤務が2時間以上4時間未満 3,100円 深夜勤務が2時間未満 2,150円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	59,585 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	389 千円
支給実績 (令和元年度決算)	144,749 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	1,105 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 支給単価 1. 配偶者6,500円 2. 父母等1人につき6,500円 3. 子1人につき10,000円 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算。 医(1)3級以上の職員に対しては上記1,2は支給しない。	同		16,456 千円	208,305 円

住居手当	借家・貸間に居住する職員に支給 (家賃が月額16,000円を超える) 支給単価 ア 月額27,000円以下の家賃を 払っている職員 家賃 - 16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を 払っている職員 11,000円 + {(家賃 - 27,000円) × 1/2}で28,000円を限度	同		8,698 千円	223,018 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又 は自動車等を使用することを常例 とする職員に支給(通勤距離が片 道2km以上) 支給単価 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の価額による一 括支給とし、1ヶ月当たり55,000円 を限度 2. 自動車等の利用者 ア 普通自動車等使用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,200円 ~ 30,000円 イ 普通自動車以外の自動車等 利用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,000円 ~ 20,900円	一部異	地域特性による使用 距離(片道)区分の 実施	12,449 千円	89,559 円
管理職手当	管理又は監督地位にある職員に 支給 支給単価 月額35,000円 ~ 152,000円	同		13,044 千円	592,909 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である と認められる職に新たに採用され た職員に一定期間支給(採用等か らの年数に応じ額を逡減) 支給単価 ア 医師 月額368,800円 ~ 54,600円 イ 特殊な専門的知識を必要とす る上記以外の職 月額2,500円	同		千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日等の正規の勤務 時間中に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同		2,013 千円	55,912 円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間) に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同		千円	円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った 職員に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 役場 4,400円 2. 病院 ア 医師 31,500円 イ 看護業務に従事する職員 5,750円 ウ その他の職員 5,600円 勤務時間が5時間未満の場合は 1/2の額	同		537 千円	5,315 円

管理職員特別勤務手当	管理又は監督地位にある職員が臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず勤務した場合に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 週休日等の場合 4,000円～6,000円の範囲 6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額 2. 平日深夜の場合(午前0時～午前5時) 2,000円～3,000円の範囲	同	144 千円	13,091 円
災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員に支給(住所又は居住を離れて町の区域に滞在する場合) 支給単価 ア 30日以内の期間 日額3,970円～6,620円 イ 30日を超え60日以内の期間 日額3,970円～5,870円 ウ 60日を超える期間 日額3,970円～5,140円	同	17,924 千円	1,378,779 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分			給料		月額		額等	
給料	町	長	810,000 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額	846,000 円 / 518,000 円			
		副町長	(810,000 円)	625,000 円	680,000 円 / 479,000 円			
報酬	議	長	321,000 円	(321,000 円)	354,000 円 / 247,000 円			
	副議	長	269,000 円	(269,000 円)	306,000 円 / 193,000 円			
	議	員	258,000 円	(258,000 円)	288,000 円 / 175,000 円			
期末手当	町	長	(令和2年度支給割合)					
	副町長	長	3.30 月分					
退職手当	議	長	(令和2年度支給割合)					
	副議	長	3.30 月分					
退職手当	町	長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)			
		副町長	810,000円 × (在職月数 × 0.44 × 48月)	17,107,200円	任期毎			
	備考		625,000円 × (在職月数 × 0.26 × 48月)	7,800,000円	任期毎			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

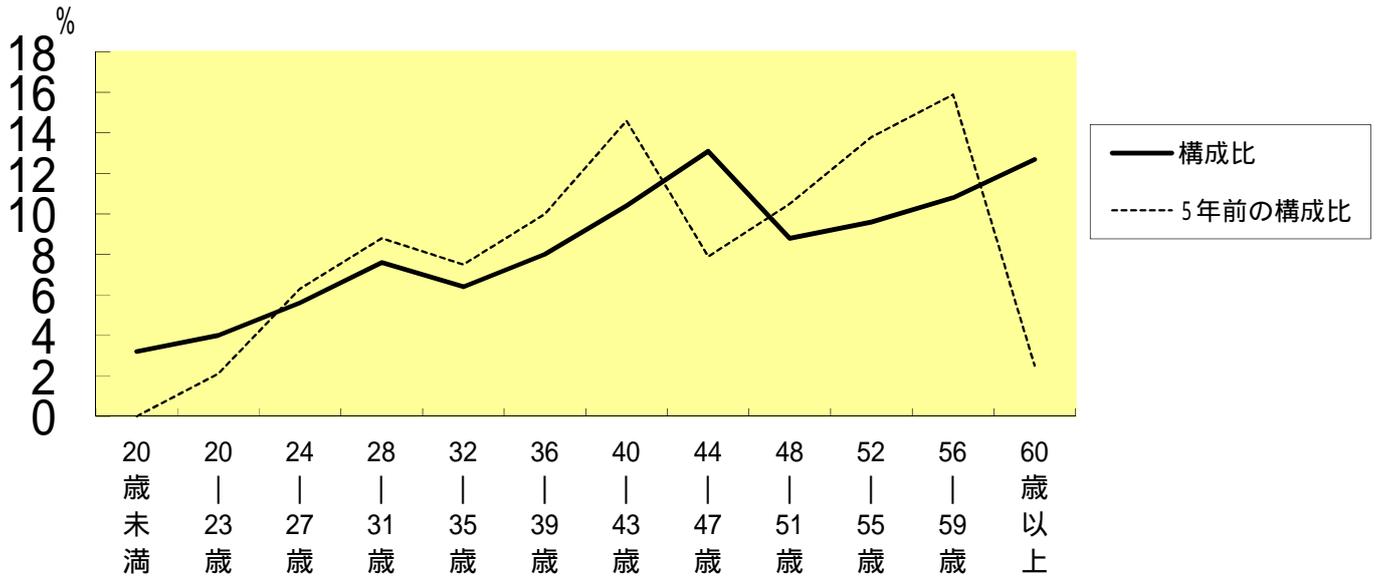
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普通 会 計 部 門	一般行政	議会	3	3	0	災害復旧関連(6)、その他(1) 新型コロナウイルス関連(1) 欠員不補充(2) その他(3) 災害復旧関連(6)
		総務	45	45	0	
		税務	9	9	0	
		労働			0	
		農水	26	19	7	
		商工	8	7	1	
		土木	21	23	2	
		民生	28	31	3	
	衛生	14	20	6		
	計		154	157	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.34 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.44 人)
部門	教育部門		17	16	1	業務増(2)、その他(1)
	消防部門				0	
	小計		171	173	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.52 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04 人)
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病院 水道 下水道 その他	病院	62	60	2	業務増(2)
		水道	4	4	0	
		下水道	2	1	1	その他(1)
	その他	12	13	1	欠員不補充(1)	
小計		80	78	2		
合計		251	251	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 194.51 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(平成27年から教育長を除く。)

2 ()内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	10人	14人	19人	16人	20人	26人	33人	22人	24人	27人	32人	251人

(注) 教育長及び仙南地域広域行政事務組合派遣職員を除く。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	144	140	136	130	157	154	10(6.9%)
教育	17	16	16	18	16	17	0(0%)
消防							
普通会計計	161	156	152	148	173	171	10(6.2%)
公営企業会計計	78	78	79	76	78	80	2(2.6%)
総合計	239	234	231	224	251	251	12(5.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 357,915	千円 62,185	千円 28,730	% 8.0	% 6.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)丸森町平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
令和2年度	人 4	千円 13,386	千円 3,528	千円 3,318	千円 20,232	千円 5,058	千円 4,909

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸 森 町	45.5 歳	307,075 円	481,383 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸 森 町 水 道 事 業	丸森町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,249 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,461 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

丸森町水道事業			丸森町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%	
（退職時特別昇給	なし	）	（退職時特別昇給	なし	）
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	1,016 千円	20,249 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	18.0 %	0 人	18.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	6.0 %
宮城県仙台市、富谷市	6.0 %	0 人	3.0 %
宮城県名取市、利府町	3.0 %	0 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0.00 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算） 左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症発生又は発生の恐れがある場合	0 千円 作業1日につき300円
手術作業に従事する職員の特殊勤務手当	医師	手術作業	千円 点数×10%
歯科技工に従事する職員の特殊勤務手当	歯科医師	歯科技工	千円 点数×10%
レントゲン透視診断及び内視鏡診断に従事する職員の特殊勤務手当	医師	レントゲン透視診断及び内視鏡診断	千円 点数×10%
研究業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師	医師の研究業務	千円 月額 院長 300,000円 副院長 275,000円 医長 250,000円 医員 200,000円
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜看護業務	千円 深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜勤務が4時間以上 3,550円 深夜勤務が2時間以上4時間未満 3,100円 深夜勤務が2時間未満 2,150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	2,417 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	604 千円
支給実績（令和元年度決算）	1,436 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	359 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>支給単価</p> <p>1. 配偶者6,500円</p> <p>2. 父母等1人につき6,500円</p> <p>3. 子1人につき10,000円</p> <p>扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算。</p> <p>医(1)3級以上の職員に対しては上記1,2は支給しない。</p>	同		738 千円	369,000 円
住居手当	<p>借家・貸間に居住する職員に支給(家賃が月額16,000円を超える)</p> <p>支給単価</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を払っている職員 家賃 - 16,000円</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を払っている職員 11,000円 + {(家賃 - 27,000円) × 1/2}で28,000円を限度</p>	同		0 千円	0 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給(通勤距離が片道2km以上)</p> <p>支給単価</p> <p>1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給とし、1ヶ月当たり55,000円を限度</p> <p>2. 自動車等の利用者</p> <p>ア 普通自動車等使用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,200円 ~ 30,000円</p> <p>イ 普通自動車以外の自動車等利用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,000円 ~ 20,900円</p>	一部異	地域特性による使用距離(片道)区分の実施	374 千円	124,800 円
管理職手当	<p>管理又は監督地位にある職員に支給</p> <p>支給単価 月額35,000円 ~ 152,000円</p>	同		千円	円

初任給調整手当	採用による欠員補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に一定期間支給(採用等からの年数に応じ額を逡減) 支給単価 ア 医師 月額368,800円～54,600円 イ 特殊な専門的知識を必要とする上記以外の職 月額2,500円	同		千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日等の正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同		26 千円	25,767 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った職員に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 役場 4,400円 2. 病院 ア 医師 31,500円 イ 看護業務に従事する職員 5,750円 ウ その他の職員 5,600円 勤務時間が5時間未満の場合は1/2の額	同		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督地位にある職員が臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず勤務した場合に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 週休日等の場合 4,000円～6,000円の範囲 6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額 2. 平日深夜の場合(午前0時～午前5時) 2,000円～3,000円の範囲	同		千円	円
災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員に支給(住所又は居住を離れて町の区域に滞在する場合) 支給単価 ア 30日以内の期間 日額3,970円～6,620円 イ 30日を超え60日以内の期間 日額3,970円～5,870円 ウ 60日を超える期間 日額3,970円～5,140円	同		千円	円

(2) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 1,206,251	千円 77,212	千円 539,310	% 44.7	% 38.9

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)丸森町平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 63	千円 235,407	千円 85,169	千円 89,922	千円 410,498	千円 6,516	千円 4,909

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	丸 森 町	42.8 歳	567,044 円
	団 体 平 均	43.0 歳	564,631 円
	事 業 者	歳	円
看 護 師	丸 森 町	49.8 歳	319,533 円
	団 体 平 均	40.6 歳	295,465 円
	事 業 者	歳	円
事 務 職 員	丸 森 町	48.8 歳	309,138 円
	団 体 平 均	45.0 歳	321,803 円
	事 業 者	歳	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ア 期末手当・勤勉手当

丸森町病院事業		丸森町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,863 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,461 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

丸森町病院事業			丸森町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	千円	10,355 千円	1人当たり平均支給額	1,016 千円	20,249 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		5,599 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		933,121 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	18.0 %	0 人	18.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	6.0 %
宮城県仙台市、富谷市	6.0 %	0 人	3.0 %
宮城県名取市、利府町	3.0 %	0 人	3.0 %
丸森病院医師	16.0 %	6 人	%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		22,537 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		804,899 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		44.4 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症発生又は発生の恐れがある場合	0 千円	作業1日につき300円
手術作業に従事する職員の特殊勤務手当	医師	手術作業	0 千円	点数×10%
歯科技工に従事する職員の特殊勤務手当	歯科医師	歯科技工	0 千円	点数×10%
レントゲン透視診断及び内視鏡診断に従事する職員の特殊勤務手当	医師	レントゲン透視診断及び内視鏡診断	0 千円	点数×10%
研究業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師	医師の研究業務	14,536 千円	月額 院長 300,000円 副院長 275,000円 医長 250,000円 医員 200,000円
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜看護業務	8,001 千円	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜勤務が4時間以上 3,550円 深夜勤務が2時間以上4時間未満 3,100円 深夜勤務が2時間未満 2,150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	13,974 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	269 千円
支給実績（令和元年度決算）	12,963 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	254 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>支給単価</p> <p>1. 配偶者6,500円</p> <p>2. 父母等1人につき6,500円</p> <p>3. 子1人につき10,000円</p> <p>扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算。</p> <p>医(1)3級以上の職員に対しては上記1,2は支給しない。</p>	同		4,157 千円	230,944 円
住居手当	<p>借家・貸間に居住する職員に支給(家賃が月額16,000円を超える)</p> <p>支給単価</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を払っている職員 家賃 - 16,000円</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を払っている職員 11,000円 + {(家賃 - 27,000円) × 1/2}で28,000円を限度</p>	同		3,256 千円	271,300 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給(通勤距離が片道2km以上)</p> <p>支給単価</p> <p>1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給とし、1ヶ月当たり55,000円を限度</p> <p>2. 自動車等の利用者</p> <p>ア 普通自動車等使用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,200円～30,000円</p> <p>イ 普通自動車以外の自動車等利用者 通勤距離(片道)に応じた月額 2,000円～20,900円</p>	同		5,882 千円	103,184 円
管理職手当	<p>管理又は監督地位にある職員に支給</p> <p>支給単価 月額35,000円～152,000円</p>	同		7,253 千円	805,867 円

初任給調整手当	採用による欠員補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に一定期間支給(採用等からの年数に応じ額を逡減) 支給単価 ア 医師 月額368,800円～54,600円 イ 特殊な専門的知識を必要とする上記以外の職 月額2,500円	同		14,205 千円	2,841,011 円
休日勤務手当	祝日法による休日等の正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同		203 千円	33,881 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給 支給単価 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同		3,904 千円	185,896 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った職員に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 役場 4,400円 2. 病院 ア 医師 31,500円 イ 看護業務に従事する職員 5,750円 ウ その他の職員 5,600円 勤務時間が5時間未満の場合は1/2の額	同		8,274 千円	183,871 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督地位にある職員が臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず勤務した場合に支給 支給単価(勤務1回につき) 1. 週休日等の場合 4,000円～6,000円の範囲 6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額 2. 平日深夜の場合(午前0時～午前5時) 2,000円～3,000円の範囲	同		9 千円	9,000 円
災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員に支給(住所又は居住を離れて町の区域に滞在する場合) 支給単価 ア 30日以内の期間 日額3,970円～6,620円 イ 30日を超え60日以内の期間 日額3,970円～5,870円 ウ 60日を超える期間 日額3,970円～5,140円	同		千円	円